

令和 7 年 7 月 1 日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、茅野市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用の範囲

この方針は、茅野市の全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国、地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

（3）障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象となる物品等

この方針による調達を推進すべき物品等は、次に掲げるものとする。

（1） 物品

① 食料品

- ② 縫製品等
 - ③ 生活雑貨・小物雑貨
 - ④ 農作物等
 - ⑤ その他障害者就労施設等が提供可能な物品
- (2) 役務
- ① 草刈・清掃作業
 - ② 情報処理
 - ③ 印刷等
 - ④ 軽作業
 - ⑤ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和7年度の調達目標は、2,000,000円以上とする。

7 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報について、健康福祉部社会福祉課から各課等へ情報提供を行う。
- (2) 各課等は、提供された情報を基に当該障害者就労施設等の特性を踏まえた上で、積極的に物品等の調達に努め、また、物品等の調達に係る仕様、納期の設定等においても十分配慮するよう努める。
- (3) 各課等は、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など障害者就労施設等から調達可能な物品等を十分に検討する。
- (4) 各課等は、主催する各種行事、イベント等において、販売、飲食コーナー等の設置の公募等を行う場合、障害者就労施設等へ情報提供を行う。
- (5) 各課等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争に参加する機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、茅野市財務規則（昭和57年茅野市規則第6号）等の規定に従い、随意契約の方法を活用しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 翌年度の6月末までに調達実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

9 その他の取組み

公費による物品等の調達の他、職員個人や親睦団体等での物品購入等についても、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めるよう努める。

10 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針に基づく担当窓口は健康福祉部社会福祉課とする。